

II

前期適用した方法を継続して適用へ マイナス金利下の退職給付 債務等の計算のポイント

有限責任 公認会計士 荒井 謙二

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2017年12月7日に実務対応報告公開草案54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案は、実務対応報告34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告34号」という)の適用時期に関する当面の取扱いを示すことを目的としている⁽¹⁾。

本稿では実務対応報告34号の内容と、本公開草案にも触れつつ、マイナス金利の退職給付債務等に関するポイントを解説する。なお、本文中の意見にわたる部分は筆者の私見で

あることをあらかじめお断りしておく。

⁽¹⁾ ASBJの本公開草案に対するコメント募集は、2018年2月7日に終了している。

実務対応報告34号の概要

(1) 経緯

日本銀行が2016年1月29日に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定した。これを受けて、同年2月16日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に0.1%のマイナス金利が適用されており、残存期間が短期の国公債(以下、「国債等」という)のみならず、長期の国債等についてもマイナスの利回りが見受けられた。これに関連してASBJは、退

職給付債務の計算における割引率に関する議論を行い、その内容を周知するため、2016年3月に議事概要を公表した。また、ASBJは、2016年7月に基準諮問会議から、マイナス金利に係る種々の会計上の論点に関し、必要に応じて適時に対応を図るよう依頼を受けた。

ASBJは、2017年1月に公開草案を公表して広く意見を求め、その後に公開草案の内容を一部修正したうえで、同年3月に実務対応報告34号を公表するに至った。

(2) 実務対応報告34号の会計処理(当面の取扱い)

退職給付債務、勤務費用および利息費用(以下、合わせて「退職給付債務等」という)の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末

においてマイナスとなる場合、次のいずれかの方法によることを、当面の取扱いとして明らかにしている(実務対応報告34号2項)⁽²⁾。

- ① 利回りの下限としてゼロを利用する方法
- ② マイナスの利回りをそのまま利用する方法

(3) 実務対応報告34号の適用時期

前記(2)の実務対応報告34号の当面の取扱いは、2017年3月31日に終了する事業年度から2018年3月30日に終了する事業年度までに限って適用することとされている(実務対応報告34号3項)。

(4) 背景

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、①利回りの下限としてゼロを利用するか、②マイナスの利回りをそのまま利用するか、いずれが適切かが論点となる。これは、マイナス金利の経済的な性質が必ずしも明確でないなか、図表に記載されているマ